

島 免 乙 第 1432 号
令 和 3 年 9 月 15 日

関 係 所 属 長 殿

保存期間	5	年
------	---	---

島 根 県 警 察 本 部 長

免許用写真の基準について（通達）

申請用写真及び直接撮影写真の容貌等に関する申請者の利便性の向上を図るため、下記により適切に対応されたい。

記

1 免許用写真を添付した申請者に対する適切な対応

運転免許証に使用される写真については、その目的に鑑み、写真上の容貌等は社会通念上、個人識別が容易にできるものでなければならないが、免許用写真を添付した申請者がその再撮影等を求められた場合の申請者の負担を踏まえると、申請者が添付した写真について、免許用写真と許容できるものであるにもかかわらず、これを免許用写真として受け付けないといったことがないようにしなければならない。

また、更新窓口等において、申請者が添付した写真を免許用写真として受け付けられないこととする場合は、当該写真について、免許用写真として許容できないと判断した理由を明確に説明し、直接型撮影装置により撮影を行うか、又は別の写真を提出するよう教示すること。

2 申請用写真及び直接撮影写真の容貌等に関する基準

別添のとおり「申請用写真及び直接撮影写真の容貌等に関する基準」を定めるので、適切な対応を行うこと。

別添

申請用写真及び直接撮影写真の容貌等に関する基準

1 基本的な考え方

道路交通法施行規則に規定する写真の要件を満たすものであることを前提とし、その上で容姿等については、社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを基本とする。

2 写真の要件

(1) 道路交通法施行規則第17条第2項第9号に規定される申請用写真

「申請前6月以内に撮影した無帽（免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの」

(2) 許容範囲

ア 無帽（頭髪に係るものを含む。）について

- ヘアーバンドの使用は、その形態によるが、一般的にはそのことをもって個人識別に支障があるとは考えられないことから許容できる。
- スカーフ等の使用は、（病気等で髪の毛が抜けているなど）やむを得ない事情により使用している場合は許容できる。
- かつらを使用している者や髷を結っている者など、それがその者の日常生活の形姿である場合は許容できる。

イ 正面について

ほぼ正面に近い状態であって、個人識別が容易にできるものであれば許容できる。

ウ 上三分身について

顔のみのものや上半身のものは、様式に著しく合致しないことから許容できない。

エ 無背景について

無背景でも、背景の色が極端な原色（赤、黒等）のものなど、背景の色がきつく、個人識別が容易でないものについては許容できない。

オ 顔の表情等

- 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じていたりして個人識別が容易にできないものは許容できないが、微笑んでいるものであっても個人識別が容易にできる場合は許容できる。
- 整形手術等により、現在の容姿と著しく相違するものは許容できない。
- ピアス、イヤリング等の装飾品は、その形態にもよるが、一般的には個人識別に支障はないと考えられ許容できる。

カ 眼鏡等の使用について

- 眼鏡（視力の矯正を目的としないものを含む。）を使用している者については、眼鏡条件がない場合でも、その者がそれを日常生活の形姿としているときには、許容できる。
- サングラスを使用している者については、病気や負傷等による必要のために使用している場合には、色、形状等によって個人識別が著しく困難なときを除き、許容できる。
なお、サングラスの色、形状等により、個人識別に何ら影響を与えない場合には、病気等のない者についても許容できる。
- カラーコンタクトレンズを使用している者については、色、形状等によって個人識別が著しく困難なときは許容できない。